

＜対策のポイント＞

国民の安全・安心の確保のため、水源の涵養や災害の防備等の公益的機能の発揮が必要な森林を計画的に保安林として指定します。保安林の指定に伴う伐採の制限により発生する損失について、所有者への補償を行います。

＜事業目標＞

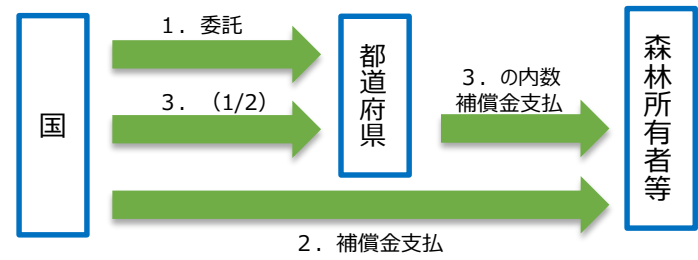
保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積を拡大（1,219万ha〔平成29年度末〕 → 1,301万ha〔令和15年度末〕）

＜事業の内容＞

森林法に基づき民有保安林の指定・解除等の事務及び民有保安林に関する損失補償金の支払いを実施し、保安林制度の適切かつ円滑な運用を図ります。具体的には、下記の内容で実施します。

1. 保安林整備事業委託費 342,973（332,973）千円
- 国土保全上又は国民経済上、特に重要な流域の水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防備を目的とする民有保安林等の整備を推進するため、農林水産大臣が行う当該保安林の指定・解除等の事務を行います。
2. 保安林及保安施設地区補償金 106,363（119,206）千円
- 水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防備を目的とする民有保安林等の指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対して、国が補償金の支払いを行います。
3. 保安林整備事業費等補助金 27,088（31,501）千円
- 1の委託費の対象外の民有保安林に関し、都道府県知事が行う当該保安林の指定・解除等の事務及び、2の対象外となっている4～7号保安林に関して都道府県が行う損失の補償に要する費用の一部を補助します。

＜事業の流れ＞



＜保安林制度の概要と事業対象＞

